

しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西

ニュースレター Vol.73



(小2 U.Y.)

【もくじ】

2. 秋の遠足 (11/5) 芋掘り
3. 児童扶養手当減額通知が来た！
4. 最高裁に上告 (11/7) 原告山田さんの強い思い
5. セミナーの感想「児童扶養手当併給調整違憲訴訟」
6. 就労支援セミナー「どうする？シングルマザーが働くとき」
7. 読書感想
8. 地域グループ (各地おしゃべり会) からの報告
9. 各地おしゃべり会 これからの予定
10. クリスマス交流会 (12/24) の案内
11. 活動日誌／電話・メール相談の案内
12. 年末臨時食料支援 (12/6 受付開始) ／寄付のお願い

Facebook
も見てね



11月5日 秋の遠足「芋掘り」堺ハーベストの丘



★この「秋の遠足の芋掘り」は、連合大阪女性委員会の多大なご支援を受けて、また共に協力して開催できました。色々なご配慮とご支援、本当にありがとうございました。また、ご寄付頂いた個人さま、本当にご支援ありがとうございました。★

暑いぐらいの好天、絶好の芋掘り日より。やった！天気予報では、雨☂がっかりしてイライラ Max。でも、異常な温暖化の影響で、雨天がズレて行き、当日11月5日は、めっちゃ晴れてくれた。良かった。子どもを連れてシングルマザーがイベントに参加するのは、かなりキツイからね。子ども19人・大人は14人、連合大阪からのスタッフ5人で、合計38人の参加でした。

ハーベストの丘から歩いて契約農園へ行き、田んぼの中で芋掘り開始。皆さん、いいお天気で汗ばみながら、楽しく一生懸命、子どもたちもお母さんも土を掘り、サツマイモ発見！今年は、サツマイモが豊作で大きな芋をゲットできました。(EDAMURA)

【参加したシングルマザーや子どもたちの感想】

- ◇連合大阪女性委員会様、今回このような企画をしてくださり、ありがとうございました！昼ご飯もおいしかったですし、初のハーベストの丘でしたので、こどもはとても楽しめたようです。最初は、芋掘り後のアンケート予定だったと思うのですが、芋掘り後に遊べるように昼ご飯中等へ変更してくださりありがとうございました。(F)
- ◇みんなでおそろいのバンダナうれしかったです。ランチはとてもごうかで味もおいしくぜいたくな気分を味わえました。芋掘りまでは遠くて汗をたくさんかいて、いい運動になり楽しかったです。ありがとうございました!!
- ◇秋のいい思い出になりました。独りでいろいろと連れていけないので本当に嬉しいです。
- ◇ぜんぜんおもしろくなかったと子どもが言っていました。反対言葉だから…らしいです。たしかにデイサービスで反対言葉の勉強をしていました…。
- ◇スイートポテトと、おいもケーキ、おいもアイスを作りました。おいしかったです。
- ◇お芋掘り、子どもが喜んでいました。有難うございます。また、参加させてほしいです。(N)



♡ 芋ほり、こどもの感想 ♡

☆多大きいおいもがとれてうれしかったです。

☆多いもほりでスcoopでほるのが楽しかったです。バームクーヘンがおいしかったです。

☆多あの時は本当にありがとうございます。ぜいたくな気分をあげ、でっかいおいもがとれたときはうれしかったです。しかもすごく楽しくてみんなが笑顔になれるようなおいもをありがとうございます。

☆多たのしかったです。ぬいたのがたのしかったです。ありがとうございます。

☆多サンドウィッチもおいしかったし、いもほりも大きいのがとれたりしたのでたのしかったです!!

☆多たのしかった。また、いきたいです。

児童扶養手当減額通知が来た！

Tさんは、今年3月末の退職前には、体調を悪くするほど働いていた。今は、収入がなく、傷病手当金だけで生活している。以前の収入より、減ってしまい生活が厳しくなっている。なのに、児童扶養手当額の算定は、前年度の所得に基づいて、8月の更新手続きがなされた。

【Tさんからのメール】ご本人の了解のもと掲載します。

こんばんは。

先ほど郵便受けに、西宮市から児童扶養手当の証書が届いておりました。

開封し、これまでの受給額と比較してみたところ、月額 440 円の減額となっております。

この受給者証は令和 6 年 10 月末までの有効期限となっているため、今の収入が受給額に反映されるのは、西宮市役所の本庁で言われたとおり、令和 6 年 11 月分からのようです。

とはいえ、無給の私にとって月額 440 円の減額は相当厳しいです。

現在の運用ルールでは仕方のないことなのでしょうが…。

Facebook で O さんを見つけたため、証書を写真に撮り、メッセージでお送りしておきました。今後、体調を崩すひとり親のために、何か改革(?)が出来ればいいですね…。直近 3 ヶ月、いやせめて 6 ヶ月の収入で支給額を決めていただけたら有難いなーと思う今日この頃です。

.....

●収入が突然下がったとき、児童扶養手当額の算定に、直近の収入を反映されるような制度になるように、求めていく努力をしようと、私たちも思います。



最高裁に上告（11月7日）原告山田さんの強い思い



障害のあるひとり親にも児童扶養手当と障害年金加算併給をと求めた2回目の裁判が大阪高裁で10月26日にありました。5年近くにも及ぶ裁判の結果は、またもや敗訴。裁判報告には、こちらが訴えていたひとり親が児童扶養手当を受給するには様々な制約が科せられるのに、障害者と健常者の家庭であれば児童扶養手当が無条件で受給できてしまうことなどは男女間、障害者としての差別にも値すると言う申し立てには一切触れられないどころか、きちんと申し立て書を読んだのだろうかと言うような見当違いな判決が下されました。

国の法律を司る立場にある一裁判官が制度のあらましも知らずに、この法律は違憲ではないと判決を下すということは、この国の司法が正しく機能していないとも取れるのではないのでしょうか。また、その過った判決に対して私達は異議申し立てできず、またもや書面審理での上告に次の判決を委ねるしかありません。

何故、障害者と健常者の家庭のみが児童扶養手当と障害年金加算の併給ができて障害者同士の家庭や親や知人と同居しているひとり親、障害者のひとり親は一部支給あるいは受給不可なのか、それを違憲ではないとするなら何処に法律の正当性があるのかを納得いくように、はっきりとさせてほしいと私は思っています。

そもそも結婚していても児童扶養手当が受給できてしまうなら、ひとり親の為の児童扶養手当と言う主旨も成り立たなくなりますし、児童扶養手当の制約の中にある異性との交際禁止も全く根拠のないデタラメな制約と言えます。それなのに素人でも矛盾だらけだと気付くこの制度に何故、法律に精通している裁判官が気付けないのでしょうか。

国の法律は何十年と変わることもなく、ただ枝葉を拡げるように解釈が増えただけです。それ故に児童扶養手当問題に限らず様々な法律で、このような矛盾が生じているにも関わらず、裁判所がそれを正そうとしていないことを立証してしまっているのでしょうか。それでは、なんのための司法制度なのか分かりませんし、明らかに国が間違っているのに訴えても変わらないのは民主主義に違反しているとも言えるでしょう。

親が一人でも両親が障害者同士でも家庭は家庭です。家族の形に定義はないはずですが。国が個人に区別をつけて差別を助長するようなことを許してはいけないと思っています。





セミナー感想～障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲訴訟～



10月1日開催「児童扶養手当併給調整違憲訴訟」のセミナー参加者の感想をご紹介します。

- ◇山田さん本人が、週1回しか白米が食べられない生活をしていること、水道・電気等が止まることのある生活をしていること、子どもを育てられなければ施設に預けられるよう行政から言われたこと等を聞いて驚きました。食事3食や最低限の必需品が保障される制度になってほしいと感じました。
- ◇障害者も人間らしく生きる権利があります。誰もなりたくてなっている訳ではありません。どうでもいいことに税金が使われるのではなく、生きる為に税金が使われ、山田さんの権利が認められることを願っています。(Y.I)
- ◇いつもありがとうございます。京都から私しか参加できませんでした。京都の生存権デモとかち合いましたので。
- ◇本日は説明していただいて、少し理解を進めることができました。ありがとうございました。先生のお話からすると被控訴審側は考えが現状には沿っておらず、またその時々で都合の良い条件に当てはめているだけのように感じました。どんな環境の世帯も幸せに暮らせる社会になってほしいです。
- ◇難しい内容だったけど、山田さんが大変な生活をされていることがわかりました。誰しも好きでひとり親になったわけではないですが、“自分で決めたことだから”とか言われて悲しい思いをします。そんな中、山田さんの勇気はすばらしいと思います。涙が出そうになります。今日わからなかったことは、調べて勉強し直そうと思います。働きかけ、世間に知ってもらえるよう、声をあげていけたらと思います。
- ◇私自身は中学生の時に親の離婚で母子家庭になりましたが、法律について何も考えずに生きてきました。今日話を聞いてもっと私も色々な制度について勉強し、まずは知ることから始めて行こうと思います。
- ◇あきらめないで訴訟を続けてください。
- ◇誰かが声をあげなければ、分からなかった制度不備であり、その勇気にまず敬意を表します。ただ、残念ながら弱者の声はかき消されがちであるし、ひどい時には叩かれることも…。弁護士の方や支援者の方の力を借りてがんばっていきましょう。応援しています。
- ◇当事者、原告である山田さんのお話は何というか本当に現実的、シングルマザーの置かれている現状を訴えておられて「これが現実」とおなしい気持ちになった。現代にあった支援、法律、色々な人が特に社会的弱者が幸せと思える社会になってほしい。
- ◇差別的な取り扱いであることについて、不合理な取り扱いについて、とても分かり易く理解を深めることができた。生活実態をよく理解した上で正当な判決が下されことを望みます。



セミナー「どうする？シングルマザーが働くとき」



10月22日（日）に、尼崎市女性センター・トレピエとの共催で、2023年度女性参画市民企画講座として、就労支援セミナー「どうする？シングルマザーが働くとき～私たちは1日8時間普通に働いて親子で3食たべていきたい～」を開催しました。ひとり親からは、不安定な収入のこと、経済的な厳しさ、子育てとの共立などの相談が絶えません。それに加え、職場でのトラブルに関する相談が寄せられることもあります。以前のニュースレターにも書きましたが、昨年は私自身労働条件のことですぐいふんと悩み、しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西はじめ様々なところに相談し助けられました。そこで、労働者としての権利について学び、参加者同士でそれぞれの経験について話す機会を設けようこのテーマを選びました。

セミナーでは連合大阪の松井千穂さんを講師に迎えて、お話ししていただきました。労働組合がどのような組織なのか、どんな役割をしているのか、そして連合大阪に寄せられる相談内容について説明がありました。その後、日本労働組合総連合会作成「働くみんなにスターターBOOK」（無料でダウンロード可、タイトルで検索）をもとに、働くときに知っておきたいことについて学びました。労働条件通知書（雇用契約書、労働契約書）は書面を交付しなければいけませんが、口頭で言われただけで書面はもらっていないという人もいます。そのような場合は、メモ程度のものでいいので労働条件を書き出し、そこに印鑑をもらっておくようにするといいそうです。また、年次有給休暇には比例付与があり、パートタイム労働でも年休があることを知らなかったという参加者もいました。

講演を聞いたあとはグループに分かれてそれぞれの経験を話したり、セミナーで学んだことについて話したりしました。そんな中で、多くの人は自立できるように一生懸命働いているけれども、生活していくのに十分なお給料をもらえる仕事に就くことの難しさを改めて認識しました。労働契約や法令が守られていない状態が普通になっている、ストライキが良くないという雰囲気がある、という意見もあり正にその通りだなと思いました。

私自身は労働関連法の勉強をしたことがあり、前職の労働条件に様々な法令違反があることもわかっていました。労働相談に行き、労働者の権利についても改めて教えてもらいました。しかし、もう会社を辞めようと思うまで会社と話し合うことはできませんでした。私は個人で加盟できる労働組合ユニオンに相談しながら、どうにか乗り切ることができましたが、知識があっても独りで会社と戦うのは非常に困難だなと感じています。

仕事をしているときは忙しくて、相談先を探すことさえ大変です。参加者の中にも、連合に相談すればよかったと話している人がいました。基本的な労働者としての権利について知っておくことや、普段から相談先を知っておくことは自分自身や周りの人を守るために重要なことです。労働関連法についてよく知らないなという人や仕事のことで悩んでいる人は、ぜひこの機会に「働くみんなにスターターBOOK」を手にとったり、相談先を調べてみたりしてください。そして、困ったときは相談する勇気を持ってください。（U.A）



読書感想



【読書が苦手な私が久しぶりに読んだ本】

父親との関係性に悩んでいた私…。

『親子の法則』という本を教えてもらい「親捨てワーク」というのを知りました。

「親捨てワーク」とは親に対する偏った見方をニュートラルに戻し、客観的な目で親を見られるようになるワークだそうです。

日頃から「客観視」を大事にしてる私には、とても響く言葉でした。

「親捨てワーク」をすると、自分を縛り付けていた親の影響から解放されることで、お金、時間、人間関係、健康など、人生の様々な悩みが消えていくそうです。

ちなみに「親ブロック度」チェックテストで、私は3個の「低度」でした。

思ったより「親ブロック」外れてました(^^)。

ゆらぎ世代(更年期)真っ只中の私ですが、コレで幸せになること間違いなし!!! (M.J)

【 シングルシニアの曲つよの読書会から・・・11月の本を紹介 】

『あしたの君へ』(柚月 裕子) 文芸春秋 出版

このシングルの読書会は、42年以上続いているので、みんなはシニアになりました。

曲つよのルールは、ただ一つ「女性作家の作品を、女性が読む」です。シングルマザーの子どもらは、とっくに自立してひとり暮らし。毎月第4土曜日に夕方5時から開いています。

『あしたの君へ』という本は、母子家庭や離婚前の家族の物語。家庭裁判所の調査官の視点から、調停での夫や妻、子どもの心のトラブル、人間模様で、一見あるあるの話かと思いきや、各調停の最後は、えっと驚く深い経緯に考えさせられる。

例えば、「背負うもの」では、少女が窃盗で家裁の審判を受ける。「遊ぶお金が欲しかった」と言い張る。が、調査官が調べていくと、少女はヤングケアラーで、実は妹の治療費を稼いでいる。お金がいるのだ。少女のお母さんは、軽度の知的障がいのあるシングルマザーで仕事は長続きできない。でも子どもを育てながら「人様に迷惑をかけない」「元気でやっています」と親から言うように教えられて育ち、福祉や生活保護にたどり着けていないという状態だった。

「抱かれるもの」では、男子高校生のストーカーの犯罪を調査官が追う。母親は、「学歴がその人の人生にとって重要」と思い込み、優等生の息子に過剰な期待をしている。息子は不登校になって成績は低下。だが、母親は完ぺきな妻・母を演じて家や料理、一週間に一度は夫が帰ってくると、調査官に説明する。しかし、夫に聞き合すと、「愛人宅で暮らし5年も妻のもとには帰っていない」とのこと。長い間、母と息子は、「嘘」架空の家族幻想の中で演じて、心がボロボロになり、とうとう息子が、爆発したようにわめき、「真実」を取り戻す。

他にも、「責めるもの」では、親権を求めて母親が調停をおこす。10歳の息子は「親って何?」とポロという。各章が離婚の前後の問題に肉薄している。読み応えあります T



地域グループからの報告



尼崎

- 9月から毎月第3日曜日に尼崎市の「こども、若者応援基金活用事業」としてプログラミング学習と学習支援を開催。プログラミングは6歳児から小6の子どもまで年齢に合わせて教えてもらっています。学習支援では、中学生は数学の一次関数や理科の電流の問題。高2は英検の勉強を教えてくださいました。
- 10月22日(日) 尼崎市女性センタートレピエでセミナー「どうする？シングルマザーが働くときー私たちは1日8時間普通に働いて親子で3食たべていきたい！！ー」を開催。参加人数は大人16名子ども1名(保育)、講師は連合大阪(日本労働組合総連合会大阪府連合会)執行委員の松井千穂さんで労働者としてのワークルールの大切さを強調されました。詳しくは本誌6ページをご覧ください。(絹)



神戸ウエスト


- 9月16日 コープこうべ第5地区米作り体験
- 10月1日 「北区で農業体験しませんか？」芋掘り
- 10月29日 「北区で農業体験しませんか？」稲刈り・干し柿作り体験
- 11月19日 ひとり親応援企画第1弾 お米・絵本の配布
協力：NPO チャリティーサンタ・おてらおやつクラブ

明石市委託事業

- 9月24日 ひとり親家庭セミナー「ライフプランと教育費」を開催
講師：しんぐるまざあず・ふぉーらむ FP 山口みのりさん
- 10月15日 交流会「手作りおやつ de おしゃべりカフェ」
- 11月19日 ひとり親家庭セミナー「親子で学ぶ英語リトミック〜0歳から参加可能！リズムに乗って英語を楽しもう！〜」 講師：どれみ FunEnglish



大阪

- 9月24日 学習支援開始(小中学生対象)♥親のおしゃべり交流会などもやっているよ!!
- 10月29日 学習の後にハロウィンパンケーキのデコレーション親とし楽しいひと時。
- 11月26日 学習の後にクリスマスリースの飾りつけをする。クリスマス楽しみね!!
「学ぶ楽しさ」のきっかけ作りとして、「思考力をつける」簡単なプリントからスタート。学習の積み重ねが視覚で確認できるように、「やる気・やる木」カードに葉っぱのスタンプを押し、可愛い実♥もなるように工夫しています。どんな学習にも「学びの楽しさ」を自分の中に見つけることができます。何事も継続には、そんな「学ぶ楽しさ=学習意欲」不可欠です。大人その子どもたち自身が持っている「意欲」に火をつけ、応援し続けられる環境作りが大切。それらの「意欲」こそが「生きる力」となります。

各地おしゃべり会 これからの予定

お問合せ先：06-6147-9771

日程や内容は変更することがありますので、参加される前にご連絡ください

■尼崎

定例おしゃべり会 第3日曜日 13:00～ 会場費：100円

場所：尼崎市立女性センター・トレピエ（阪急 武庫之荘駅 南出口から徒歩2分）

◇親子クリスマス会

カップケーキ作りをします。ちょっとしたプレゼントもあるよ♪

日時：12月17日（日） 13:00～16:00

参加費：100円（1世帯）

持ち物：エプロン

◇プログラミング&学習支援（おしゃべり会もあります）

日時：1月21日（日）／2月18日（日） 13:30～15:30

参加費：無料

※以上いずれのお申込み・お問合せ先：smf.amagasaki@gmail.com



■神戸ウエスト

◇交流会&ひとり親応援企画第2弾 お米・絵本の配布

日時：12月17日（日） 14:00～

場所：コープこうべ東舞子店組合員室

◇シングルマザーのためのセレモニースタイルセミナー

メイクやポージングを学びます。来場者にお洋服のプレゼントあり。

日時：1月27日（土） 14:00～

場所：垂水児童館 オープンスペース

協力：株式会社 NEHA ノエビア

◇いのちとくらしの映画祭 with 枝元なほみ

日時：2月12日（月・祝）13:00～16:00頃

会場：兵庫県民会館 けんみんホール（9階）

作品：「夜明けまでバス停で」

※以上いずれのお申込み・お問合せ先：smfkansaikobewest@yahoo.co.jp



■大阪

子どもの学習支援・シングルマザーの交流会、色々楽しい企画を考えています。

日時：1月28日（日）・2月25日（日）13:30～15:30

場所：大阪市公民館 本庄会館

※詳しくはホームページの案内チラシをご覧ください

■箕面 来年に向けて企画中



クリスマス交流会

2023年12月24日（日） 13：30 受付開始

14：00 スタート

- 場所：天六の本庄会館（大阪市公民館）
- バルーンアート（ゲスト）
- 手品（ゲスト）
- 持ち寄り交換会（提供の物があれば持ってきてね。生物以外）



☆ケーキをみんなで食べましょう。年末の支援品もあります。

申込み 12月1日～20日（50名で締め切ります）

しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西のHPからお申込みください

※必ず「クリスマス会参加」と明記し、子どもの年齢・名前・生年月日も記入してください。

会場へのアクセス：最寄り駅「天神橋筋六丁目」駅 11番出口

11番出口を出て北へラーメン屋と動物病院の角を左へ行くと本庄会館です

問合せ：NPO 法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西

TEL/FAX：06-6147-9771

Mail：mail@smf-kansai.main.jp



*** 活動日誌 ***

9月1日(金) 相談日 事務所ミーティング
9月3日(日) 相談日
9月6日(水) 相談日
9月8日(金) 相談日 ニュース72号印刷
9月9日(土) シングルマザー応援フェスタに参加
9月12日(火) ニュース発送作業
9月13日(水) 相談日
9月14日(木) 大阪市子ども子育て会議出席
9月15日(金) 相談日 事務所ミーティング
9月16日(土) コープこうべ第5地区米作り体験
9月20日(水) 相談日
9月22日(金) 相談日 事務所ミーティング
9月23日(土) 相談日
9月24日(日) 尼崎おしゃべり会、プログラミングと学習支援
大阪学習支援
9月27日(水) 相談日
9月29日(金) 相談日 事務所ミーティング
10月1日(日) セミナー「障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲訴訟」
「神戸北区で農業体験しませんか？」芋掘り
10月4日(水) 相談日
10月6日(金) 相談日 事務所ミーティング
10月11日(水) 相談日/芋掘り下見
10月13日(金) 相談日 事務所ミーティング
10月15日(日) 尼崎おしゃべり会、プログラミングと学習支援
10月18日(水) 相談日
10月20日(金) 相談日 事務所ミーティング
10月21日(土) 相談日
10月22日(日) 尼崎セミナー「どうする？シングルマザーが働くとき」
10月25日(水) 相談日
10月26日(木) 大阪高裁障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲訴訟第9回控訴審傍聴
大阪ゾンタクラブ寄付贈呈式に出席

10月27日(金) 相談日 事務所ミーティング
10月29日(日) 相談日/大阪学習支援
「神戸北区で農業体験しませんか？」稲刈り・干し柿作り体験
11月1日(水) 相談日/連合大阪役員来所
11月5日(日) 芋掘り交流会(連合大阪共催)
11月8日(水) 相談日/枚方市児童福祉専門部会出席
11月10日(金) 相談日 事務所ミーティング
11月11日(土) 相談日
11月15日(水) 相談日
11月17日(金) 相談日 事務所ミーティング
11月19日(日) 相談日/尼崎おしゃべり会プログラミングと学習支援
神戸ひとり親応援企画第1弾 お米・絵本の配布(協力:NPOチャリティーサンタ・おてらおやつクラブ)
11月22日(日) 相談日
11月24日(金) 相談日 事務所ミーティング
11月26日(日) 大阪学習支援
11月29日(水) 相談日

■電話相談■

相談電話番号：06-6147-9771

毎週水曜日 14時～17時

毎週金曜日 14時～19時

第1・4土曜日 13時～16時

※不定期(土・日) 13時～16時

12月2日・17日は教育や家計、就労の相談もしていますよ

1月以降はホームページをご覧ください

■メール相談■

ホームページの《お問合せ》フォームからご連絡ください。

随時受け付けています。内容により、回答までしばらくお時間をいただく場合もございますが、必ず返信します。お急ぎでない場合は、ぜひメール相談をご利用ください。

年末臨時食料支援のお知らせ 12月6～16日募集 ★先着 50名★

●申込方法：当団体ホームページの「お問い合わせ」欄から申し込んでください。

必ず「食料支援希望」と明記し、「生活状況」を書いてください。

●以下、送付に必要な情報を忘れずに書いてください。

・郵便番号 ・住所 ・電話番号 ・お名前

●先着 50名です。12/24 開催のクリスマス会に参加する人は直接渡しとなります。

【食品類(生ものは扱っていません)や年越し臨時の寄付のお願い】

シングルマザーが生活で困っていることは、特に非正規労働だと収入が低いこと、最低賃金が10月から上がったけれど、それを上回って日々食べている卵や牛乳、うどん・麺やパンなどの小麦製品をはじめとした基本の食品類の値段が上がり、生活を圧迫していることです。「ギリギリで厳しい」「生活に余裕がない」「常勤になれない」「仕事を掛け持ちしているが、限界」「体調不良で仕事を減らさざるを得ない」「働きすぎて病気になり、退職し、収入が傷病手当だけ」などなど、様々なシングルマザーの切実な声が届いています。

このような生活状況なので、年末に臨時の緊急食料支援を行いたいと思います。当団体の予算には限りがあります。昨年はお餅も要望があり、今年もお雑煮のお餅を少しですが送る箱に入りたいと思います。お米や「お餅」や「そば(乾麺)」、缶詰など食品・菓子類のご寄付を募っています。また、送料もずいぶんかかりますので、何とぞ臨時の年越しご寄付をお願いいたします。

★クリスマス交流会では、無料のバザーも行いますので、物品類(生ものは扱いません)の寄付などをお願いいたします。その場合は、事務所に一度確認のお電話をください。

◆◇ 会費・寄付のお願い ◇◆

いつも会費・寄付やお米・食品・お菓子などのご支援をありがとうございます。

ご支援・ご寄付は、ニュース発行やセミナー、秋の遠足の費用などに充てさせて頂きました。12月はニュース発行、臨時食料支援そしてクリスマス会を予定しています。早くも師走、冬休みも間近で慌ただしく準備中です。特に緊急食料支援は、多くの食品の値段が上がる中で、生活に困る母子家庭に少しでも支援をしていきたいと、年越し緊急ご寄付を募っています。どうか、まだの方は2023年度会費の納入、そして臨時食料支援とクリスマス会の為に、臨時のご寄付や食品類の支援を、宜しくをお願いいたします。

★会費のお願い：当会の運営を支えるために、年会費(3,000円)、賛助会費(5,000円)をお願いしています。年度は4月1日から翌年の3月31日までです。

☆ご寄付も募っています。税金の控除はありませんが、よろしく願います。

★受領証等をもって領収証に代えさせていただきます。領収証の必要な方は、振替用紙にチェックを入れるか、その旨記入してください。一万円以上のご寄付は領収書を発行。

【郵便振替口座】記号 00920-4 番号 150163

加入者名：しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西